

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナウイルスワクチン」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について（中間とりまとめ）」（令和2年9月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会）において、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導的役割、広域的視点、住民に身近な視点から、今後具体的な検討を進め、必要な体制の確保を図ることとされている。

このため、今後、市町村及び都道府県の協力を得ながら、必要な体制の確保に取り組んでいくこととしているが、今般の新型コロナウイルスワクチンは、現時点でその特性や効果が確立しておらず、開発や生産に関して不確定な要素もあることから、接種開始の時期を具体的に見定めることは困難な状況にある中で、仮に、来年初頭に新型コロナウイルスワクチンの供給が可能となった場合には、速やかに住民に対する接種を行うことも想定されるため、開発動向等も見据えながら、実用化された際に早期に接種を開始できるよう、準備を予め進めていく必要がある。

本実施要綱に基づく体制確保事業は、このような状況を踏まえ、接種のために必要な体制を、実際の接種より前に着実に整備することを目的とする。

2 本実施要綱の位置づけ

本実施要綱は、上記の目的のもと実施される新型コロナウイルスワクチンの接種に係る体制確保が円滑に行われるよう、市町村及び都道府県の主な役割分担について、以下の分担を前提とし、市町村及び都道府県においてあらかじめ準備しておくべき事項等を示すものである。

都道府県の役割・・・地域の卸売販売業者との調整、市町村事務に係る調整等
市町村の役割・・・医療機関等との委託契約、接種費用の支払、住民への接種勧奨、個別通知（予診票、接種券）等

3 体制確保事業の実施主体

本実施要綱に基づく体制確保事業の実施主体は、市町村（地方自治法第281条第1項に定める特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県とする。

4 事業内容

（1）市町村において実施する体制確保事業

ア 庁内体制整備

① 人的体制の整備

市町村は、新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に迅速かつ適切に

接種を開始することができるよう、必要な執行体制を計画し、確保する。

② 予防接種台帳システム等のシステム改修

新型コロナウイルスワクチンの接種を行うにあたり、必要に応じて、既存の予防接種台帳システム等の改修を行う。

③ 印刷・郵送準備

新型コロナウイルスワクチンの接種を行うにあたり、必要な通知等を印刷・郵送できるように準備する。

④ 接種の実施体制の確保

地域の医療関係団体等と連携して、接種の実施体制の構築の検討及び調整を行う。

⑤ 相談体制の確保

住民からの問い合わせ等を受け付ける体制を確保する。

(2) 都道府県において実施する体制確保事業

ア 庁内体制整備

① 人的体制の整備

都道府県は、新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に迅速かつ適切に接種を開始することができるよう、必要な執行体制を計画し、確保する。

イ 広域調整

① 広域での接種の実施体制の確保に係る調整

複数市町村にまたがる調整事項が生じた場合には、関係市町村間で調整を行うことを基本とするが、必要に応じて、都道府県が助言を行い調整する。

② 医療従事者等への接種の実施体制の確保

管内の市町村及び地域の医療関係団体等と連携して、接種順位の上位となる医療従事者等への接種の実施体制の構築の検討及び調整を行う。

③ 新型コロナウイルスワクチン流通調整の準備

新型コロナウイルスワクチン等の流通の調整に当たって、関係者と円滑に協議・連携できる体制を構築する。

④ 専門的相談体制の確保

市町村で対応が困難な専門的な相談等を住民から受け付ける体制を確保する。

5 経費の負担

市町村及び都道府県が本実施要綱に基づき実施する体制確保事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

6 その他の留意点

- (1) 「4 事業内容」の詳細については、別に定める「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要領」を参照すること。
- (2) 本実施要綱に基づく体制確保事業の実施に当たり、個人情報の保護については、関係法令等を遵守するとともに、最大限の配慮を行うこと。